

(公財) 安全衛生技術試験協会
第 6 期中期計画 (案)

[計 画 期 間]

令和 8 年 4 月 ~ 令和 10 年 3 月

第6期中期計画（案）

第1 第5期中期計画の実施状況総括

1 第5期中期計画の進捗状況

ア 公益財団安全衛生技術試験協会（以下「協会」という。）における第5期中期計画においては、①試験・登録事務の的確な実施、②効率的な業務運営の推進、③政府の要請に基づくオンライン申請等の対応、都心の利便性の良い試験会場の確保の3つの柱を基本的な考え方として協会の運営を行ってきたところである（詳細は、別添1の第5期中期計画の実施状況に記載）。

イ 中でも重点的に取り組んだ事項として、オンライン申請については、令和6年4月から免許試験のうち①二級ボイラー技士、高圧室内作業主任者及び潜水士の各免許試験並びに改めて受験資格を確認する必要のない再受験（全ての免許試験）についてWeb上で申請が完結する“オンライン完結型”、②それ以外の免許試験についてはWeb上で情報入力及び受験資格等の証明資料郵送での“オンライン+郵送型”的2通りの申請方法をもって、電子申請・電子決済システムが運用開始されたところであり、令和7年11月（単月）の電子申請率は、57.53%となっているところである。電子申請については、受験者アンケートによると、「申請書を作成せずに申請ができ、手続きが容易になった」や「申請手続きの進捗状況が確認できる」といった満足度の高い評価が得られている。

ウ また、受験者の利便性向上のため、常設外部会場として、令和6年1月に東京都港区海岸に受験定員300名の東京試験場を開設し、同年4月から本格稼働を行った（令和6年度は免許試験（学科試験）について試験回数237回、受験申請者35,610名の実績）。さらに令和7年1月に大阪府大阪市北区天満橋に受験定員210名の大坂試験場を開設し、同年4月から本格稼働を行った（令和7年12月末時点での免許試験（学科試験）について試験回数165回、受験申請者13,602名の実績）。いずれの試験場も、受験者アンケートによると交通の利便性や試験回数の多さの評価が高く、受験のしやすさに貢献できた。

エ また、放射線障害防止の強化のため電離放射線障害防止規則の改正がなされ、エックス線作業主任者の養成が急務なことから令和7年度において同資格試験の追加実施及び床上無線運転式天井クレーンの運転に係る資格に関する学科試験、実技試験のあり方の検討などに協力した。

2 現状における課題

令和4年に労働安全衛生法関係手数料令の改正により学科及び実技試験の手数料が引き上げられたところであるが、この引き上げは、政府からの要請である電子申請・電子納付の実施への対応を主な目的として引き上げられたものである。令和6年度から運用を開始している電子申請・電子決済システムの導入の開発経費が想定以上にかさんだこと、昨今の物価高や人件費高騰及び新たな免許制度への対応（天井クレーンの無線操作化）などに伴う予定外の支出が生じている。

これに対するため、令和6年度の決算においては、資産取得（大規模修繕）に必要な積立計画の変更を行ったところであり、今後においてもシステムの改修や各センターでの整備投資への更なる経費が必要となっている。

上記までの第5期中期計画の進捗等を踏まえ、当協会が当面抱える課題としては、以下のことが挙げられる。

（1）証明資料郵送が必要な電子申請については、Web完結のためのシステム改修を令和7年7月度より衛生管理者免許試験から順次開始し、第6期計画期間内に全ての免許試験で実装する計画を完遂させること。

これに加え、電子申請・電子決済システムをはじめとした受験者の利便性を向上させるための各システムの更なる改修はもとより、特に令和6年6月21日に閣議決定された「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「国家資格等情報連携・活用システム」との連携を図りマイナンバーカード等の利用に応える必要がある。

（2）当協会は、全国に7つのセンターを有し、各施設とも老朽化が進んでおり、これまで各センターの大規模修繕計画等を策定し修繕や積み立てを行ってきたところであるが、昨今の資材の高騰、人件費高騰などを踏まえ、当該計画が費用面で実態と乖離している状況が生じており、これと併せ、システム開発等の経費が同様の理由等により想定以上に増大していることから、この計画を柔軟に見直すことが必要であること。

（3）当協会が行っている試験は、労働安全衛生法等に基づき労働者の命や健康の確保を図るべく危険・有害な業務に就く際等に必要な資格を担保するものであり、我が国の安全衛生水準の向上を図るためにも資格取得者を増やすことはたいへん有益なことであり、これに関わる積極的な情報発信を行い、必要な者がより利便性高く受験がなされ、一層の資格取得者を増やすことが重要である。

第2 第6期中期計画における指定試験機関としての実施事項

ア 我が国の労働災害は、近年においては、第三次産業を中心とした行動災害、高年齢労働者、働き方改革や職場におけるメンタルヘルスなどに対して対策を講じていくことの重要性が増しており、令和7年においては、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部が改正されたところである。

イ 職場における安全衛生の水準向上のためには、労働安全衛生を推進する人材、中でも危険有害な業務や労働安全衛生のための指導的立場に立つ業務に携わる人材を、質、量ともに確保していくことが重要であり、法令に基づく免許・資格制度が十分にその機能を発揮することが求められている。

ウ また、当協会は、この免許・資格試験を国に代わって行う唯一の指定試験機関として公正かつ安定かつ効率的に試験事務を確実に実施することはもとより、労働安全・労働衛生コンサルタント（以下、「コンサルタント」という。）及び作業環境測定士（以下、「測定士」という。）に係る登録制度を、同じく国の指定登録機関として確実に運営することを課せられた責務としている。

エ については、上記第1の2の課題をも踏まえ、これまでに実施してきた内容の検証を行うとともに、情報セキュリティのあり方について更なる対策を講じ新たな方向性を打ち出すことを念頭に置き、次の事項を重点事項として今後3年間の事業運営を適切に実施していく。

オ なお、事業運営に当たっては、厚生労働省との緊密な連携、連絡を図ることはもとより、政府が進めている「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に応えるべく関係省庁、関係機関との連携等を行うものとする。

【第6期中期計画の重点事項】

- ① 試験事務の適切な実施
- ② 更なるシステム改修及び将来に向けたシステムのあり方の検討
- ③ 受験者の利便性の向上
- ④ 試験実施施設の維持・確保
- ⑤ 協会職員の人材育成等

1 試験事務の適切な実施

ア 良質な試験問題の確保及び試験の計画的かつ確実な実施に向けては、別添2に

より計画的に実施することとする。

イ 各試験問題の作成においては、法令等の改正等について問題作成段階で十分な点検を行うとともに、外部専門家を交えた試験問題検討委員会を拡充することなどにより良質な試験問題の作成に努める。また、試験問題の作成に当たっては、作成段階での十分な点検、試験問題の審査体制の維持・強化、研修等によって、試験問題の内容等に関する不適切事案発生の防止に努める。

ウ 各試験については、令和8年度の各試験の受験申請者数見込みを基に第6期の初年度の試験実施計画を作成し、2年度目（令和9年度）以降については、初年度の実績値等を踏まえた予測値を基に景気変動や受験者数の動向を勘案して、各年度の試験実施計画を策定して実施するものとする。

エ なお、東京試験場と関東センター及び大阪試験場と近畿センターについては、それぞれの役割を踏まえた効率的な試験実施に配慮する。

オ 加えて、各試験の実施に当たっては、受験申請書類等の確実な審査、試験当日の本人確認の徹底、厳正な試験の監督、的確な採点の実施、審査体制の維持・強化など公正な試験事務を実施し、過誤事案を発生させないことはもとより、試験中の監視カメラの導入等により不正行為の防止の徹底に努める。

2 更なるシステム改修及び将来に向けたシステムのあり方の検討

ア 当協会においては、従前から受験者の氏名等の個人情報や試験番号等の試験情報及び採点結果を含めた合格者情報を管理する『受験者管理システム』、測定士及びコンサルタントの登録情報を管理する『登録者管理システム』等を運営してきたが、令和3年6月18日に閣議決定された「デジタル社会の実現に重点計画」に基づく「デジタル・ガバメント実行計画」に従って令和6年4月から『電子申請・電子決済システム』を運用開始し、免許試験の電子申請及び手数料の電子納付を行っているところであり、令和7年7月からはコンサルタント試験、同年11月からは作業環境測定士試験において同様の運用を開始したところである。

イ 第6期中期計画においては、改正作業環境測定法及びクレーン・デリック運転士免許資格に床上無線運転式が加わることへの対応に向けた改修に加え、web上において申請に必要な書面を電子的に受け入れられる「オンライン完結型申請」への対応、改正作業環境測定法及びクレーン・デリック運転士免許資格に床上無線運転式を追加する検討がなされていることへの対応に向けた改修と現行シス

ムによる更なる利便性の向上を図ることと併せ、昨今のデジタル技術の進展を踏まえ、将来的な方向性として、

- (ア)当協会の各システムを国家資格等情報連携・活用システムと連携することによる受験者の試験申請時の入力項目の簡便化や登録者のマイナポータルによる照会
- (イ)昨今のDX化等への対応としてデジタルによる受験票や合格証の発行、試験時の顔認証
- (ウ)C B T (Computer Based Testing：コンピュータを使って実施する試験方式) の導入

などについても中長期的な導入の可否に向けた検討を行う。

ウ さらに、将来的に協会のシステムのあり方として、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を行う時期と併せ、情報セキュリティに十分配慮した上で、基本的に各システムを同一のサーバーやクラウドによる運用を行うことにより、可能な限り端末機器等のリース料金削減などによるランニングコストの低減を図ることを、第7期中期計画内での実現を目指し、今中期計画内において次期システム構築の検討を行う。

3 受験者の利便性の向上

(1) 試験実施方法の見直し等

令和6年1月に東京試験場、令和7年1月に大阪試験場を開設し、学科試験については、都市近郊における受験者の利便性の向上を図ったところであり、令和6年以降、受験者数の増加が認められている。

また、受験者から土日祝日における試験の実施などの要望が多く寄せられていることから、各試験会場のある地域の実情等を踏まえながら、試験実施方法の見直し検討を行い、可能なものから対応し一層の拡充を図る。

(2) 配慮の必要な受験者への対応

心身に障害を有する受験者に対しては、試験時間の延長や点字や音声再生による試験の実施等、配慮を要する受験者の要望に応じて適切な配慮を行う。

(3) 適切なニーズ把握・広報活動（情報発信）

試験制度に関する最新の情報、受験者ニーズ等を把握し、受験者の目線に立った積極的な広報に務める。特に、受験者数の多い東京試験場や大阪試験場を

中心に定期的にアンケートを実施しニーズの把握し、広報戦略会議及び広報委員会等を通じ、利用者の立場に立った広報に努める。

これと併せ、受験者向けの情報発信として、試験問題を定期的に公表するとともに、より具体的な試験結果の動向や実際の受験者の声などをわかりやすくHPで発信していく。

4 試験実施施設の維持・確保

ア 各センターの施設は、築38年以上が経過しており、第5期中期計画では、各センターの施設の維持管理、確保に当たっては、修繕計画により行ってきたが、その後の物価上昇による資材の高騰、人件費高騰等により事実上、計画の実施が困難となっている状況である。

イ これに対応すべく、当該修繕計画について、必要に応じ中規模修繕に変更するなど不断の見直しを行いながら進めることとする。

ウ また、各センターにおいて、今後の制度改正を踏まえて無線操作式のクレーンに対応した設備改修を行うとともに、関東センター及び近畿センターの建替、修繕については、東京、大阪試験場の稼働状況を踏まえつつあり方を再度検討する。

エ 加えて、各センターの実技試験施設や東京、大阪試験場の有効活用のあり方についての検討を行う。

5 協会職員の人材育成等

(1) 職員の人材育成

ア 当協会においては、大きく①試験を運営・実施する人材（本部、各センター）、②試験問題を作成する人材（本部）、③情報システムを企画・運営する人材（本部）、④総務業務、経理業務を担当する人材（本部、各センター）を必要としており、特に②の試験問題を作成する人材については、即戦力の人材の確保が困難なことから、当協会職員の育成が重要かつ急務となっている。

イ そのため、育成プランを作成し、試験問題作成者による研修・指導や試験問題検討委員会の事務局を担当することによるOJTなどにより職員のスキルアップを

図る。これと併せ、職員に対し、資格等の積極的な取得を奨励するための支援を行う。

ウ さらに、将来の幹部候補生を育成するため、本部及び各センターでの幅広い経験を積めるよう計画的な人事異動の実施による若手を中心とした中長期的育成を図る。

エ その他、情報システムセキュリティ強化のため、引き継ぎ情報セキュリティ研修、各種ハラスメント研修の充実を図る。

(2) その他

これまでの指定試験業務等による当協会が有している情報等の活用による社会における労働安全衛生の更なる発展に資すべく、実技試験におけるAIによる採点技術など企業や研究所等と連携した調査・研究についての方向性を模索する。

別添 1

第5期中期計画の実施状況

(公財) 安全衛生技術試驗協會

項目	中期計画（又は各年度計画）の概要	実施状況
1 試験業務の的確な実施 (1) 良質な試験問題の確保	<p>各試験問題の作成において、各分野における産業技術の進展、法令の改正の改正等について作成段階において十分な点検を行い以下の検討委員会を開催し、より良質な試験問題の作成に努める。</p> <p>さらに、試験問題の作成段階での十分な点検、試験問題の審査体制の維持・強化、研修によって試験問題の内容等に関する不適切事案については、第5期中に発生させないことを目標</p>	<p>各試験問題の作成において、各分野における産業技術の進展、法令の改正の改正等について作成段階において十分な点検を行い以下の検討委員会を開催し、より良質な試験問題の作成に努めた。</p> <p>試験問題の内容に関する不適切事案は、免許試験で令和5年度4件、令和6年度9件、令和7年度1件、コンサルタント試験で令和5年度1件、令和6年度0件、令和7年度0件、作業環境測定士試験で令和5年度0件、令和6年度0件、令和7年度0件が発生。（令和7年度は、10月31日現在。なお、免許試験の令和7年度1件は、前年度に実施した試験に関するもの。）</p> <p>発生した事案については、厚生労働省に報告するとともに、その原因を究明し、より厳正な再発防止対策を徹底</p>
	<p>ア 免許試験</p> <p>免許試験員による試験問題検討委員会を以下のとおり開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理者免許試験 年間6回 ・潜水士免許試験 年間3回 ・エックス線作業主任者及び 　　ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 年間3回 ・特級ボイラーテクニクス免許試験 年間6回 ・安全関係免許試験 年間6回 	<p>ア 免許試験</p> <p>(開催実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理者免許試験（5年度6回、6年度3回、7年度6回） ・潜水士免許試験（5年度3回、6年度3回、7年度3回） ・エックス線作業主任者及び 　　ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 　　（5年度3回、6年度3回、7年度3回） ・特級ボイラーテクニクス免許試験 　　（5年度5回、6年度8回、7年度6回）

	<p>イ コンサルタント試験</p> <p>機械、電気、土木、建築、保健衛生、労働衛生工学の7つの区分についての筆記試験の問題作成のため、労働安全・衛生コンサルタント試験専門委員会（座長会議、分科会）を年間36回開催</p> <p>ウ 測定士試験</p> <p>労働衛生一般、関係法令、デザイン・サンプリング、分析概論、鉱物性粉じん、放射性物質、特定化学物質、金属類、有機溶剤の9科目の問題作成のため、作業環境測定士試験員会を年間34回（前期24回、後期10回）開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全関係免許試験（5年度5回、6年度6回、7年度6回） (令和7年度は、計画回数) <p>また、計画外で新たに次の部会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理者免許試験外部評価部会（6年度2回、7年度1回） ・衛生管理者免許試験に係る分析評価部会（6年度4回） <p>イ コンサルタント試験 (開催実績)</p> <p>5年度（37回）、6年度（39回）、7年度（39回） 労働安全・労働衛生コンサルタント試験専門委員会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験専門委員会</td> <td>37</td> <td>39</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>座長会議</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>分科会</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>全体会議</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 測定士試験 (開催実績)</p> <p>5年度（34回）、6年度（34回）、7年度（34回） 作業環境測定士試験員会</p> <p style="text-align: right;">※令和7年度は見込</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>前期・後期</td> <td>24・10</td> <td>24・10</td> <td>24・10</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和6年度	令和7年度	試験専門委員会	37	39	39	座長会議	11	11	11	分科会	24	26	26	全体会議	2	2	2		令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	34	34	34	前期・後期	24・10	24・10	24・10
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																															
試験専門委員会	37	39	39																															
座長会議	11	11	11																															
分科会	24	26	26																															
全体会議	2	2	2																															
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																															
合計	34	34	34																															
前期・後期	24・10	24・10	24・10																															

<p>(2) 試験の計画的かつ 確実な実施</p>	<p>ア 免許試験</p> <p>各年度の試験実施計画を策定し、計画に基づいて実施。</p> <p>受験申請者の動向等を応じて、追加の試験を実施するなど適切に対応。</p> <p>地区出張試験を43都道府県（宮城、千葉、愛知、兵庫を除く）で実施</p> <p>高等学校及び矯正施設で引き続き出張試験を実施</p> <p>受験申請者数は、学科試験では186,049名、実技試験では4,7659名を見込む。</p>	<p>ア 免許試験</p> <p>受験者のニーズに応じられるよう、各年度の試験実施計画を策定して、計画に基づき試験を実施。</p> <p>令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が2類から5類になったことから受験申請者の増加を見込み、出張試験をコロナ前と同程度実施するとともに、土日祝日のセンター試験を6回実施。</p> <p>令和6年度は、受験者の利便性を図るため、新設の東京試験場で衛生管理者免許試験を100回実施するとともに、土日祝日のセンター試験を5回実施。</p> <p>試験実施回数及び受験申請者数は以下のとおり。</p> <p style="text-align: right;">※令和7年度は、計画回数及び見込人数</p> <table border="1" data-bbox="1284 774 2097 1257"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学科試験(回)</td><td>1,456</td><td>1,542</td><td>1,193</td></tr> <tr> <td>実技試験 (回数又は日数)</td><td>336日</td><td>297日</td><td>179回</td></tr> <tr> <td>出張試験(回)</td><td>92</td><td>89</td><td>84</td></tr> <tr> <td rowspan="3">受験申請 者数(名)</td><td>学科 センター</td><td>185,234 (133,822)</td><td>184,029 (141,661)</td></tr> <tr> <td>出張</td><td>(51,412)</td><td>(42,368)</td></tr> <tr> <td>実技</td><td>4,150</td><td>4,100</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>189,384</td><td>187,684</td><td>194,430</td></tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和6年度	令和7年度	学科試験(回)	1,456	1,542	1,193	実技試験 (回数又は日数)	336日	297日	179回	出張試験(回)	92	89	84	受験申請 者数(名)	学科 センター	185,234 (133,822)	184,029 (141,661)	出張	(51,412)	(42,368)	実技	4,150	4,100	合計	189,384	187,684	194,430
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																													
学科試験(回)	1,456	1,542	1,193																													
実技試験 (回数又は日数)	336日	297日	179回																													
出張試験(回)	92	89	84																													
受験申請 者数(名)	学科 センター	185,234 (133,822)	184,029 (141,661)																													
	出張	(51,412)	(42,368)																													
	実技	4,150	4,100																													
合計	189,384	187,684	194,430																													

出張試験を実施した回数・会場数は以下のとおり。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
地区出張特別	56(51)	51(47)	51(46)
高校生	12(11)	13(11)	10(9)
矯正施設	24(20)	25(20)	23(19)
計	92(82)	89(78)	84(74)

注：実施回数、（ ）内は実施会場数

(備考)

- ・令和 6 年度より、東京試験場の開設に伴い、東京、埼玉、神奈川の出張試験を停止
- ・令和 7 年度より、大阪試験場の開設に伴い、大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山の出張試験を停止

<p>イ 労働安全・労働衛生コンサルタント試験</p> <p>筆記試験については、毎年度1回、関東センターを除く6つの安全衛生技術センター及び東京都内1会場の7か所で実施。</p> <p>口述試験については、毎年度1回、東京都、大阪府内の2カ所で実施</p> <p>受験申請者数は、労働安全1,450名、労働衛生890名の合計2,340名を見込む。</p>	<p>イ 労働安全・労働衛生コンサルタント試験</p> <p>筆記試験は全国8か所（令和5年度は全国7か所）、口述試験は全国2か所の試験地で試験を実施。</p> <p>受験申請者数は以下のとおり。</p> <p>(1) 労働安全コンサルタント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筆記申請者数（名）</td><td>1,519</td><td>1,702</td><td>1,845</td></tr> <tr> <td>口述(筆記免除)申請者数(名) (筆記基準到達者数)</td><td>1 (238)</td><td>1 (264)</td><td>0 (288)</td></tr> <tr> <td>申請者数合計</td><td>1,520</td><td>1,703</td><td>1,845</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 労働衛生コンサルタント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筆記申請者数（名）</td><td>861</td><td>986</td><td>1,087</td></tr> <tr> <td>口述(筆記免除)申請者数(名) (筆記基準到達者数)</td><td>265 (318)</td><td>405 (232)</td><td>473 (229)</td></tr> <tr> <td>申請者数合計</td><td>1,126</td><td>1,391</td><td>1,560</td></tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和6年度	令和7年度	筆記申請者数（名）	1,519	1,702	1,845	口述(筆記免除)申請者数(名) (筆記基準到達者数)	1 (238)	1 (264)	0 (288)	申請者数合計	1,520	1,703	1,845		令和5年度	令和6年度	令和7年度	筆記申請者数（名）	861	986	1,087	口述(筆記免除)申請者数(名) (筆記基準到達者数)	265 (318)	405 (232)	473 (229)	申請者数合計	1,126	1,391	1,560
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																														
筆記申請者数（名）	1,519	1,702	1,845																														
口述(筆記免除)申請者数(名) (筆記基準到達者数)	1 (238)	1 (264)	0 (288)																														
申請者数合計	1,520	1,703	1,845																														
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																														
筆記申請者数（名）	861	986	1,087																														
口述(筆記免除)申請者数(名) (筆記基準到達者数)	265 (318)	405 (232)	473 (229)																														
申請者数合計	1,126	1,391	1,560																														

	<p>ウ 作業環境測定士試験</p> <p>第1種試験を1回(各センター及び東京都内1会場の8か所)、第2種試験を2回(1回目は各センター及び東京都内1会場の8か所、2回目は各センターの7か所)実施。</p> <p>第1種測定士1,038名、第2種測定士1,344名と見込む。</p>	<p>ウ 作業環境測定士試験</p> <p>計画した試験地で試験を実施。令和6年度及び7年度のそれぞれ2回目の試験については、計画した試験地に東京試験場をえた8か所で実施。</p> <p>受験申請者数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種試験(名)</td><td>1,055</td><td>1,047</td><td>990</td></tr> <tr> <td>第2種試験(名)</td><td>1,522</td><td>1,740</td><td>1,950</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,577</td><td>2,787</td><td>2,940</td></tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和6年度	令和7年度	第1種試験(名)	1,055	1,047	990	第2種試験(名)	1,522	1,740	1,950	合計	2,577	2,787	2,940
	令和5年度	令和6年度	令和7年度															
第1種試験(名)	1,055	1,047	990															
第2種試験(名)	1,522	1,740	1,950															
合計	2,577	2,787	2,940															
2コンサルタント及び測定士の登録事務の的確な実施	<p>労働安全・労働衛生コンサルタント及び作業環境測定士の登録事務については、管理システムの維持管理を適切に行い、公正かつ効率的な登録事務の実施</p> <p>また、登録に関する過誤は、発生させないことを目標。</p>	<p>労働安全・労働衛生コンサルタント及び作業環境測定士について、登録者管理システムを適切に維持・管理かつ効率的に事務を実施。</p> <p>電子申請化に備え登録者管理システムについて、全面的に改修を行った。</p> <p>登録に係る申請書類の作成等の仕方について、改正するとともに、より分かりやすくした内容をホームページに掲載して周知。</p> <p>また、登録に関する過誤事案は発生せず。</p>																

<p>3 受験者の利便性の向上</p> <p>(1) 電子申請・電子納付システム開発</p>	<p>(1) 電子申請・電子納付システム開発</p> <p>令和3年6月18日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、また、デジタル行政の動向を踏まえ、第5期の初年度（令和5年度）に受験者管理システムと連携する電子申請及び電子納付システムの開発を開始し、第5期の2年度（令和6年度）から添付資料が不要な試験の受験申請に係るものを稼働させ、その周知により、電子申請・電子納付の利用率の向上を図る。</p> <p>その後、添付資料が必要な免許試験、コンサルタント試験及び測定士試験並びにコンサルタント登録及び測定士登録について、受験者管理システム及び登録者管理システムと連携する電子申請・電子納付システムについても計画的に更改を行う。</p> <p>また、試験問題の作成方法、試験実施等に係るデジタル化についても継続的な検討を行っていく。</p> <p>併せて、当協会としてのシステムの開発・運用に係る体制の整備、人材の育成を推進し、システム開発、更新等による受験者の利便性の向上、業務効率化、経費削減等を図る。</p>	<p>(1) 電子申請・電子納付システム開発</p> <p>ア 開発状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 <p>令和6年4月の電子申請・電子決済システムの運用開始に向け、免許試験のうち、①受験資格のない二級ボイラー技士、高压室内作業主任者及び潜水士の各試験並びに②受験資格審査の必要のない再受験（全ての免許試験）についてWeb上で申請が完結するものの開発と、③これら以外の免許試験について、Web上で申請情報を登録し、受験資格等の証明資料を郵送するものの開発を実施（作業環境測定士試験、コンサルタント試験及び登録に係るシステムについては令和6年度開発とした）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 <p>①二級ボイラー技士、高压室内作業主任者及び潜水士の各試験、②受験資格審査の必要なない再受験（全ての免許試験）、③これら以外の免許試験（Web上で申請情報を登録し証明資料を郵送）についての電子申請・電子決済システムは、令和6年4月に運用開始（令和7年3月の電子申請率64.29%）</p> <p>令和6年8月よりコンサルタント登録及び測定士登録について運用開始</p> <p>コンサルタント試験は、令和7年7月、測定士試験は、令和7年11月の稼働に向けてシステム開発に着手</p>
--	---	--

	<p>・令和 7 年度</p> <p>コンサルタント試験は、令和 7 年 7 月、測定士試験は、令和 7 年 11 月の稼働開始</p> <p>なお、免許試験のうち、上記③については、申請が Web 完結できるよう、令和 7 年 7 月頃より衛生管理者から順次システム改修を行い、第 6 期中期計画内に全ての免許試験、測定士試験、コンサルタント試験で実装できるよう調整</p> <p>イ 電子申請及び電子納付率</p> <p>令和 6 年度事業計画目標（令和 8 年 3 月までに電子化率 25%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度（令和 7 年 3 月の電子申請率 64.29%） <p style="text-align: right;">※令和 6 年度は免許試験のみ</p> <p>・令和 7 年度</p> <p>免許試験（令和 7 年 11 月の電子申請率 57.53%）</p> <p>コンサルタント試験</p> <p>筆記試験受験者（令和 7 年 7 月の電子申請率 69.27%）</p> <p>筆記試験科目全部免除者</p> <p style="text-align: right;">（令和 7 年 11 月の電子申請率 71.67%）</p> <p>作業環境測定士試験（令和 7 年の電子申請率 61.2%）</p> <p>ウ 試験問題作成・実施に係るデジタル化</p> <p>継続的に試験問題作成・実施に係るデジタル化を実施</p> <p>令和 7 年度において、デジタル化に向けたコンサルタントを依頼（成果物は令和 7 年 10 月受領済）</p>
--	---

<p>(2) 試験実施施設の維持・確立</p> <p>ア 施設の長寿命化</p>	<p>(2) 試験実施施設の維持・確率</p> <p>ア 施設の長寿命化</p> <p>第4期中期計画中に作成した新たな施設計画より、日常的に施設を点検し適宜修繕を行う計画的な保全管理を行うことで施設の長寿命化を図る。</p>	<p>(2) 試験実施施設の維持・確率</p> <p>ア 施設の長寿命化</p> <p>施設の点検及び修繕状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 <p>日常的に施設を点検し、適宜修繕を実施 (実績 55 件、合計 2,030 万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 <p>日常的に施設を点検し、適宜修繕を実施 (実績 52 件、合計 2,080 万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 <p>日常的に施設を点検し、適宜修繕を実施 (実績 26 件、合計 620 万円 令和7年12月末時点)</p> <p>イ 常設外部会場の賃借による設置</p> <p>受験者の利便性の向上及び受験機会の確保を図るため、交通利便性が高く、受験者数の多い東京都内、大阪府内に常設外部会場を賃借により設置し、当該地域・周辺地域の出張試験に替わる安定的な会場確保・受験回数の大幅増、センター建替時の規模縮小によるコスト削減などのメリットを見込む。</p>
--	---	--

		<p>人の大阪試験場を開設し、試行試験を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度 大阪試験場については、令和7年4月より本格稼働 免許試験 試験165回、受験者13,602人（令和7年12月時点） ※測定士、コンサルタント試験での利用はなし 								
(3)配慮の必要な受験者への対応	(3)配慮の必要な受験者への対応 身体に障がいを有するなど配慮が必要な受験者に対しては、点字や音声再生による試験の実施等、受験者の要望に応じて適切な配慮を行う。	(3)配慮の必要な受験者への対応 試験問題等の拡大、点字や音声再生による試験、ルビ付き試験問題による試験、妊産婦等の要望に応じて特別室での試験等を以下のとおり実施。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>159</td><td>195</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和7年度分は、7年度末に集計予定 件数は延べ件数)</p>		令和5年度	令和6年度	令和7年度	件数	159	195	—
	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
件数	159	195	—							
(4)適切なニーズ把握・広報活動	(4)適切なニーズ把握・広報活動 試験制度に関する最新の情報、地域の実情及び受験者ニーズを把握し、的確な広報に努めるため、ホームページを充実。 試験問題及び合格者一覧のホームページへの掲載及び試験不合格者に対する得点の通知を引き続き実施。	(4)適切なニーズ把握・広報活動 受験申請時に必要な情報や試験実施に係る最新情報など、ホームページへの適切な掲載等。 特に、受験者が協会ホームページ経由で情報収集、電子申請の手続きをする割合が高いことから、令和7年1月に受験者等の利便性を高める観点から全面リニューアルを行った。 また、令和6年1月の東京試験場及び令和7年1月の大阪試験場の開設に当たっては、ホームページへの掲載と併せ、ポスター・リーフレットを個別に作成し関係行政機関、関係団体等を通じ広く周知・広報を行った。								

	<p>最近の産業構造の変化、労働人口の減少等により、各試験の受験者数の大幅な増加が見込めないこと、また、各センターの施設が老朽化している中で、各センターの維持管理に相当の経費を充当する必要があること、電子申請・電子納付システムの導入・維持管理に相当の経費を充当する必要があること、新型コロナウイルス感染症禍と同様の事態に備えるための事業費調整準備金の積増しが必要であることなど、今後の当協会の財務状況については楽観を許さない状況。</p> <p>支出経費については、できるだけ節減する必要があることから、支出経費については、組織・運営体制の維持、試験事務の効率化、契約・調達の効率化に取り組む。</p>	<p>合格者の受験番号のホームページへの掲載と合わせ、センターにおける掲示板での発表は令和5年4月以降取りやめた。また、受験者等への情報発信を強化するため、令和7年度2月に広報戦略会議及び広報委員会を設置し、試験協会として戦略的に広報を行うこととした。</p> <p>「免許試験受験申請書とその作り方」について、QRコードを入れるなど、より分かりやすい内容への改善を行った。</p> <p>登録申請時等に必要な情報を掲載。</p> <p>試験不合格者に対する得点の通知を実施。</p> <p>支出経費は、令和3年度経常費用 1,493,180,746円と比較して令和6年度経常費用 2,004,288,677円と約 51,120 万円増。費用が増加した要因は、電子申請・電子決済システム導入に伴う保守等の関係費用に 13,000 万円、東京試験場及び大阪試験場開設に伴う賃借料等関係費用に 15,000 万円、電子申請・電子決済システムソフトウェア開発及び東京試験場及び大阪試験場開設並びに移動式クレーン購入等に伴う固定資産の減価償却費として 10,000 万円、また、昨今の人件費及び物価の高騰による諸費用に 10,000 万円程度の増加があげられる。</p> <p>なお、令和5年度からは、指定事務（免許試験）の手数料が引き上げられており令和6年度の経常収益は、1,851,317,791円。次の会議等でWeb会議を導入し経費削減につとめた。</p> <p>所長会議等部内会議 6回 うち Web 会議実施回数は、令和5年度 2回、令和6年度 2回、令和7年度 3回（令和7年度は12月時点）</p>
--	---	--

		併せて、センター所長・試験場長月次連絡会（Web）開催による密な連携を図った。
(1)組織・運営体制の維持	当協会の試験事務の実施に当たっては、必要最小限の人員で対応しつつ、電子申請・電子納付システムの導入に伴い必要に応じ、効率的な事務処理を行う体制の見直しを行う。	常勤の役員 2名及び 89名（令和 6年 12月 1日）で事業運営を実施（令和 4年度末より 3名減）。
(2)試験事務等の効率化	第 5期中に受験者管理システム及び登録者管理システムと連携する電子申請・電子納付システムの開発、稼働させることから、事務処理方法の見直し、電子申請・電子効率化システムの活用により試験事務の効率化を図る。 第 4期中に導入した web 会議システムの活用拡大を図ることなどにより、情報共有を図り、効率的な事務処理を行うとともに、本部及びセンターの事務処理について勤怠管理システム、ワークフローシステムを導入するなど業務プロセスの効率化を図る。	事務処理の見直し、受験者管理システム及び登録者管理システムの活用等により、効率的な事務処理を実施。 令和 6年 4月の電子申請・電子納付システム稼働により、一部試験において書面による受験資格送付を伴わない受付を開始することや、人事管理システムの導入により試験事務等の効率化を図った。
(3)契約・調達の効率化	支出経費については、内容・積算根拠の精査等による縮減に務める。契約については、一般競争入札を原則とし、よらないものについては、インターネットの比較等により、廉価なものを調達。	一般競争入札によらない調達については、契約の性質及び目的を考慮のうえ、見積り合わせ、インターネットによる情報収集を活用し、廉価の調達。
5 職員の能力向上	各種研修、会議等により、職員の能力向上を図っているところであるが、第 5期中においても、若手職員を含め試験問題作成能力向上のための研修、職員の資格取得の促進を図る。 また、人事異動をはじめとした人事施策により、本部及びセンターの実務経験を積むため、計画的な人事異動の実施によって若手	(1)職員研修 新規採用職員研修を職員採用の都度、実施した。 また、ハラスメント研修については、動画の資料及びテスト形式全 15 問を実施したことに加え、理事長自らが作成した「ハラスメント根絶に向けたトップメッセージ」を全職員に

	<p>職員を中心とした職位の中期的育成を図るほか情報システムセキュリティ強化のための情報セキュリティ研修、各種ハラスメントの防止をはじめとする人権に係る研修等を適宜開催</p>	<p>配布した。</p> <p>また、令和 7 年度の同研修では、カスタマーハラスメントに関する内容を盛り込んだ内容とした（令和 7 年度 2 月実施予定）。</p> <p>本部職員に対する安全衛生関係法令、KYT 等研修等を実施するとともに、試験問題検討会等の問題作成担当者間の相互研さんを実施。</p> <p>令和 6 年度に試験問題作成の基盤構築プロジェクトを立ち上げ、今後、協会が必要とする人材育成・教育の在り方について検討した。</p> <p>職員に対して必要な免許等の取得の勧奨。</p> <p>計画的な人事異動をはじめとした人事施策により若手職員の育成を実行。</p> <p>ボイラー溶接の実技試験の判定に要する溶接欠陥に係る判断基準について、外部講師からの講義を関係職員が受講、クレーン・デリック運転士免許試験の水準調整を実施。</p> <p>(2) 情報セキュリティ研修</p> <p>情報セキュリティ研修として、メールの利用、標的型攻撃メール及びパソコンの利用の理解度を確信することを目的とした情報セキュリティ教育の e ラーニングを実施。</p> <p>その他の情報セキュリティ監査の実施</p> <p>令和 5 年度 東北、関東、近畿、中四国の 4 センター</p> <p>令和 6 年度 北海道、関東、中部、九州の 4 センター</p> <p>令和 7 年度 東北、関東、近畿の 3 センター</p>
--	--	---

6 個人情報等機密事項の漏えい防止対策の徹底	<p>受験者等管理システム、ホームページ、インターネット及びインターネット環境における情報システムセキュリティ強化対策及び管理体制強化対策を維持・推進。</p> <p>これらの対策が、関係する規程、要領に基づいて、適切かつ継続的に実施されるよう、情報セキュリティ監査として、全部署において、チェックリストによる自主点検、本部による実施監査。</p> <p>試験問題の漏えいの件数及び受験者等の個人情報漏えいは、発生させないことを目標。</p>	<p>「情報セキュリティ監査に係るチェックリスト」により、センターごとに自主点検を実施。</p> <p>また、本部による実地監査も実施。</p> <p>情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、情報セキュリティ教育を e ラーニングなどで実施。</p> <p>試験問題の漏えい及び受験者等の個人情報漏えいは発生せず。</p>
------------------------	---	--

項目	内 容
1 試験業務の的確な実施 (1) 良質な試験問題の確保	<p>各試験問題の作成においては、法令等の改正等について問題作成段階で十分な点検を行うとともに以下の試験問題検討委員会を開催することなどにより良質な試験問題の作成に努める。</p> <p>なお、試験問題の作成に当たっては、作成段階での十分な点検、試験問題の審査体制の維持・強化、研修等によって、試験問題の内容等に関する不適切事案発生の防止に努める。</p>
ア 免許試験	<p>免許試験員等による試験問題検討委員会を以下のとおり開催する。全ての委員会について、令和8年度中を目途に外部専門家を含めた委員会構成になるようする。</p> <p>また、試験問題作成の効率化、問題誤りの防止等を目的として、優先度の高い試験から、設問・選択肢をデータベースに登録し、これを活用した試験問題（案）作成に順次移行しているところであり、第6期中の移行完了を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理者免許試験 年間6回程度 ・潜水士免許試験及び高圧室内作業主任者免許試験 年間3回程度 ・エックス線作業主任者免許試験 及びガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 年間3回程度 ・特級ボイラー技士免許試験 年間6回程度 ・特級ボイラー技士以外の安全関係免許試験 試験の種類ごとに必要な回数 <p>機械、電気、土木、化学、建築、保健衛生、労働衛生工学の7つの区分についての筆記試験の問題作成及び試験結果等の評価のため、労働衛生・労働安全コンサルタント試験専門委員会（座長会議、分科会）を年間40回開催する。</p>
イ コンサルタント試験	
ウ 測定士試験	労働衛生一般、関係法令、デザイン・サンプリング、分析概論、鉱物性粉じん、放射性物質、特定化学物質、金属類、有機溶剤の全9科目の問題作成のため、作業環境測定士試験員会を年34回（前期24回、後期10回）開催する。

(2) 試験の計画的かつ確実な実施	<p>各試験については、令和 8 年度の各試験の受験申請者数見込みを基に第 6 期の初年度の試験実施計画を以下のとおり作成する。</p> <p>第 6 期の 2 年度目（令和 9 年度）以降については、初年度の実績値等を踏まえた予測値を基に景気変動や受験者数の動向を勘案して、各年度の試験実施計画を策定して実施するものとする。</p> <p>また、各試験の実施に当たっては、受験申請書類等の確実な審査、試験当日の本人確認の徹底、厳正な試験の監督、的確な採点の実施、各審査体制の維持・強化など公正な試験事務を実施し、過誤事件を発生させないことはもとより、受験者が最新の通信機器等を活用したカンニングの防止等に努める。</p> <p>ア 免許試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 免許試験については、令和 8 年度の受験申請者数が、学科試験では 186,482 名、実技試験では 4,017 名と見込まれることから、以下のとおり、免許試験を実施する。令和 7 年度に準じて学科試験及び実技試験の年間計画を策定し、これに基づき実施するが、受験者数の動向や法令改正に応じて、適宜、追加の臨時試験を実施する。 ② 7 つのセンター、東京・大阪試験場から離れた地域において地区出張試験を実施するとともに、要請を受けて高等学校及び矯正施設でも出張試験を実施する。 ③ 東京・大阪試験場においては、受験者ニーズを踏まえ、土日祝日実施の衛生管理者免許試験を大幅拡大する。 <p>コンサルタント試験については、毎年度、筆記試験を 1 回（8 カ所）及び口述試験 1 回（東京都・大阪府の 2 カ所）で実施しているところ、受験申請者数については、ここ数年、増加傾向が継続しており令和 8 年度以降も対前年比 10% 程度の増加が見込まれることから、筆記試験を 2 日間日程とし、1 日目に労働安全コンサルタント試験、2 日目に労働衛生コンサルタント試験を行う。また、口述試験の受験申請者数についても増加が見込まれるため、東京会場の日程に予備日 1 日を設定しておくものとする。</p> <p>測定士試験については、毎年度、第 1 種作業環境測定士試験を 1 回（各センター及び東京都内の 8 カ所）、第 2 種作業環境測定士試験を 2 回（同 8 カ所並びに各センターの 7 カ所及び東京試験場）実施しているところ、年間の受験者数については、第 1 種測定士 1,000 名、第 2 種測定士 2,000 名、合計 3,000 名と見込んでいることから、第 5 期中と同様、各センターのほか、東京都内又は東京試験場においても試験を実施するものとする。また、大阪試験場での実施についても検討する。</p> <p>なお、令和 8 年 10 月施行の改正作業環境測定法により試験受験資格要件の緩和が行われることから受験申請時の審査を適切に行う。</p>
-------------------	--